

# ヘルパーステーションピンポンハート障がい福祉サービス利用料金表

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(下表の1割が利用負担額)

## 【居宅介護】

### 1 居宅における身体介護

(1単位:10.18円)

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
256単位	404単位	587単位	669単位
2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 (921単位に30分増すごとに)	
754単位	837単位	83単位	

### 2 通院等介助(身体介護を伴う場合)

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
256単位	404単位	587単位	669単位
2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 (921単位に30分増すごとに)	
754単位	837単位	83単位	

### 3 家事援助

30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
106単位	153単位	197単位	239単位
1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (302単位に15分増すごとに)		
268単位	34単位		

### 4 通院等介助(身体介護を伴わない場合)

30分未満	30分以上 1時間未満
106単位	197単位
1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (345単位に30分増すごとに)
275単位	69単位

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1月あたりの総単位数に30.2%加算されます。

○夜間 早朝 深夜加算・・・夜間(午後6時～午後10時まで)、早朝(午前6時から午前8時まで)でサービスを実施した場合25%加算されます。 深夜(午後10時～午前6時)にサービスを実施した場合は50%加算となります。

【重度訪問介護】

1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
186単位	277単位	369単位	461単位
2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満	4時間以上8時間未満 (821単位30分増すごとに)
553単位	644単位	736単位	85単位

○重度障がい者等包括支援の対象利用者の方については上記単位に15%が加算されます。

○障がい程度区分6に該当する方については上記単位に8.5%加算されます。

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1月あたりの総単位数に19.1%加算されます。